

日本のグランドデザイン構想会議設置要綱

1 設置目的

全国知事会に「日本のグランドデザイン構想会議」（以下「構想会議」という。）を設置し、多極で持続可能な分権型の社会の在り方について、「国のかたち」の抜本的な見直しという大局的な視点から議論し、その成果を政府や国民に向けて広く発信するものとする。

2 組織

- (1) 構想会議は、あらかじめ構想会議に参加を表明した知事（以下「構成知事」という。）をもって組織する。
- (2) 構想会議に座長を置き、構成知事の中から全国知事会会長が指名する。座長は会議を主宰し、構想会議を代表する。
- (3) 構想会議に座長代理を置き、構成知事の中から座長が指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 座長が必要と認めるときは、特定の事項を調査審議する分科会を置くことができる。分科会に主査を置き、構成知事の中から座長が指名する。
- (5) 分科会のメンバーは、座長と主査が協議して指名する。
- (6) 座長が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に顧問（有識者等）を置くことができる。

3 運営

- (1) 座長又は分科会の主査が必要と認めるときは、構想会議及び分科会に構成知事及び顧問以外の者（有識者等）を出席させることができる。
- (2) 構想会議は、議論の経過及び成果を年1回以上全国知事会議に報告するものとする。

4 設置期間

構想会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成25年7月31日までとする。ただし、全国知事会会長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

5 事務

構想会議の事務は、座長都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。ただし、分科会に係る事務は、主査都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

7 施行

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。